恵那市監査公示第５号

令和８年度財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第７項の規定により、令和８年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第９項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和８年11月25日

恵那市監査委員　水野　泰正

恵那市監査委員　太田　敦之

１．監査の対象

社会福祉法人　社会福祉協議会

（所管課：社会福祉課・子育て支援課・高齢福祉課）

２．監査の実施日時

令和８年11月10日（火曜日）午前９時30分～午後３時30分

３．監査の場所

監査委員事務局（恵那市役所西庁舎４階）、恵那市福祉センター、地域生活支援拠点「ぷらっと」、大井児童センター、こども発達センター「にじの家」、寿限無の里

４．監査の方法

地方自治法第199条第７項に規定する団体に係る事業のうちから、監査委員の合議により選定した監査対象事業について、事前に当該法人と所管課より資料の提出を求めたうえ、当日は当該法人及び所管課から事業内容について説明を聴取する方法で実施した。また一部の現地査察を行った。

５．監査の結果及び意見

今回の監査の着眼点は、市が指定管理の委託や補助金の交付を行っている当法人が、受託内容に沿った事業の実施や透明性が確保された事務の執行・経理を適正かつ効果的に行っているかなどを審査した。

（１）社会福祉協議会の概要について

恵那市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を目的として設立された社会福祉法人である。「共に生きる豊かな地域社会の実現」を基本理念に掲げ、185 人の職員が、ケアマネジャーや介護福祉士などの専門的な資格を生かした福祉事業を行っている。

事業は多岐にわたっており、地域福祉活動では、13 支部の活動支援、サロンなどの支援、ボランティアセンター事業、福祉有償運送、日常生活自立支援事業、共同募金事業などを行っている。

総合相談では、生活困窮者自立支援事業、フードバンク事業、障がい者相談支援事業、居場所「ぷらっと」の運営などを実施している。

事業部門では、児童センターの運営のほか、居宅介護支援事業、訪問介護事業、デイサービス事業、いきいき教室などの介護保険事業、就労継続支援Ｂ型事業、こども発達センターなどの障がい福祉サービス事業などを行っている。また、福祉センターの管理運営、研修会や社会福祉大会の開催など、市の委託事業にとどまらない自主的な事業も展開している。

（２）恵那市からの委託及び補助等の状況について

市は、社協に対して、多くの事業を委託し、補助金を交付するとともに、公の施設の管理を指定管理者として任せている。

委託事業は、重層的支援体制整備事業、障がい者相談支援事業、生活困窮者自立支援事業、被保護者就労支援事業、生活支援コーディネーター業務など多分野にわたる。補助事業は、福祉活動に対する事業補助金のほか、社会福祉大会、障がい者サロンなどがある。

指定管理は、４カ所の福祉センター、２カ所の児童センター、２カ所のこども発達センター、３カ所のデイサービスセンターなど 13 施設である。

（３）総評について

受託内容に沿った事業の実施及び事務の執行や経理等については、仕様書や関係法令等に準拠し、おおむね適正に執行され、かつ法人が安定的な運営がされていることを確認した。

監査を行う中で、改善を要する事項、財務運営に関する要望・意見があったので、下記のとおり述べる。

① 資金運用の見直しについて

定期預金の利率は 0.025％から 0.275%であり、普通預金並みの水準にとどまっている。金利が上昇している状況にもかかわらず、有利な利率の見直しの検討がなされていないように見受けられる。また、定期預金は、積み立てる事情が生じた都度積み立てており、多数の定期預金がある。

ついては、満期日には、そのときの市場金利を踏まえて利率を改定すること、定期預金を集約し、複数の金融機関から提示を受ける入札などの方法で、有利な預入先を選定すること、日常の支払いに必要な資金を確保したうえで、証券会社での運用を含め、運用益を高める方法を検討いただきたい。これらのことにより、一層安定した運営母体が継続できることに資すると考える。

② 多額の資金保有に係る使途と計画の明確化について

社協の保有資金は約３億円に達している。これは、これまでの介護保険事業の収益がプラスで推移してきたことが主な要因であるが、現在では、補助金により運営が成り立っている状況でもある。

市の社会福祉法人の指導監査でも、多額の資金を保有する理由と使途を明らかにするよう指摘されているが、資金を長期的に必要とする理由を整理するとともに、今後数年間にわたる事業計画と資金計画を策定し、保有資金の使途と将来の見通しを明らかにしていただきたい。

運営の安定を図る一方で、公費を受けながら多額の資金をためている状態については、市民や補助金の支出元である市に対して説明責任を果たすことが必要であると考える。